

## 議第127号及び 呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 議第128号 定める条例等の制定について

### 1 改正の経緯

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等については、国が定めた基準に沿って、地方公共団体が条例で定めることとされています。

この度、国の基準を定めた省令等（以下「国の基準」といいます。）について所要の改正が行われたこと等に伴い、関係条例の規定の整備をするものです。

なお、今回の条例改正において、国の基準をそのまま規定しているものについては、国の基準を適用する規定に改めることにより、改正漏れによる違法状態が生ずることを防止するとともに、改正作業の簡素化・効率化を図ることとします。

### 2 関係議案

- (1) 議第127号 呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (2) 議第128号 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

### 3 国の基準の改正の内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正（令和7年法律第29号による改正）により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設され、虐待対応の強化が図られたとともに、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の規定に基づき国家戦略特別区域内に限り保育士として働くことができる地域限定保育士制度について、当該区域に限らず、登録した都道府県等においてのみ保育士として働くことを可能とする改正が行われたことに伴い、保育士の定義に都道府県等に係る地域限定保育士が追加されるなどの国の基準の改正が行われました。

### 4 市の考え方

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

なお、議第127号については、引き続き「設備の基準」及び「支援の単位」に係る経過措置を定めます。

### 5 施行期日

公布の日